

## 令和6年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年6月4日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 秦野 仁美	2番 宮坂 幸夫	3番 小野沢常裕
4番 今井 健児	5番 芝間 教男	6番 中村 茂弘
7番 村松 浩喜	8番 森澤 文王	9番 村田 桂子
10番 榎本 真弓	11番 今井 英昭	12番 今井 清

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸

総務課長 今井一行 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明

教育次長 羽場厚子 建設環境課長 篠原英男

産業振興課長 市川 偉 会計管理者 櫻井千佳

庶務係長 田口 仁

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

10番 榎本 真弓

11番 今井 英昭

散会 午後1時48分

(午前10時00分 開会)

**議長（今井 清君）** おはようございます。本日から6月定例会が始まります。議員各位におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、本定例会においては、マスクの着用及び夏季における軽装、いわゆるクールビズの取組により上着やネクタイの着脱につきましては、各自にお任せをいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、本会議の一部につきましては、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知おきください。

ただいまから令和6年第2回立科町議会定例会を開会します。

これから本日6月4日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた説明員は、理事者です。

報告します。塩澤教育長から公務のため欠席届が出ております。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（今井 清君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、10番議員、榎本真弓君、11番議員、今井英昭君を指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

**議長（今井 清君）** 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈10番 榎本 真弓君 登壇〉

**10番（榎本真弓君）** おはようございます。議会運営委員長の榎本です。会期の検討結果についてご報告いたします。

会期につきましては、5月20日、議会運営委員会を開催し、令和6年第2回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日6月4日から6月13日までの10日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（今井 清君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月13日までの10日間としたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月13日までの10日間と決定し、お手元に配付した会期日程表のとおりとします。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（今井 清君） 日程第3 町長招集のあいさつ。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。木々の緑の深まりとともに初夏の爽やかな季節を迎えた中、本日ここに令和6年第2回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員皆様にはご出席を賜り誠にありがとうございます。

まず初めに、本年5月10日、ワイン用、生食用ブドウが凍霜害に見舞われた件について申し上げます。

早朝の気温低下によるもので、現在、被害状況を調査中ではありますが場所によっては7割以上の被害園地もあると聞いております。全体の被害状況が分かり次第、ご報告させていただきます。被害対策につきましては県の動向等も踏まえ検討してまいり所存であります。

水稻関係は、適期の降雨もあり多くの地域で用水量確保が図られ田植え作業が順調に行われています。

能登半島地震が発生してから5か月がたちました。仮設住宅に入居されている人、いまだに避難生活を余儀なくされている人、自宅の再建を諦め、ふるさとを離れて暮らしている人など、居場所の環境こそ違いはありますが震災によって大変な生活を余儀なくされている状況に変わりはありません。

昨年も5月5日に石川県珠洲市で震度6強の地震があり、複数の家屋や神社の鳥居が倒壊し、死者も含め人的な被害が出ております。能登半島では2020年以降、地震が続いており、昨日も地元住民の不安を助長するような強い地震が発生しました。

改めて被災地の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興がかないますようお願いしております。

さて、新型コロナウイルス感染症法が5類移行後は経済状況もコロナ禍前に戻りつつありますが、円安や物価高騰の影響もあり事業者や生活者にとって大変厳しい局面を迎えております。

一方では円安基調によりインバウンドへの期待が高まっております。特に観光事業においてはチャンスが訪れていると感じております。

国内経済に目を向けますと、内閣府が5月16日に発表した2024年1月から3月期の国内総生産GDP速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.5%減、年率換算は2.0%減とのことで2四半期ぶりのマイナス成長、これは長引く物価高に認証不正問題を受

けた自動車の生産停止が重なり、個人消費が不振とのことであります。

なお、個人消費は前期比年率換算前で0.7%落ち込み、リーマンショックが直撃した2009年1月から3月期以来となる4四半期連続の現象でありました。個人消費は個人が自動車、食料品のほか外食や宿泊を含むサービスの購入に充てた金額の総計で、経済に与える影響が大きいと伝えられています。

次に、令和6年度の施策に基づく各課の主な実施事業の取組について概略を申し上げます。

総務課関係では、議会棟にWi-Fi環境を整え、議会ICTの一環としてオンライン会議などに対応するため設置いたしました。

町のDX推進では、令和4年度から全庁的な推進体制による取組を進めておりますが、令和6年度では主に文書管理及び電子決済システム導入の準備を整えてまいります。

また、国では新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置事業として、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年度分の所得税3万円、個人住民税1万円の減税を行います。定額減税しきれないと見込まれる方には調整給付金を支給いたします。減税に伴う減税額や調整給付に必要な経費は全額国費で措置されます。

企画課では、令和7年度を初年度とする第6次立科町振興計画の基本構想、いわゆる10年計画及び前期基本計画を3か年かけて作成してきており、本年度は振興計画草案を作成し、審議会で検討を願い、その後、議会への提出を予定しております。

移住定住促進事業関係では、令和6年度から新たに移住相談や空き家バンク運営、情報発信業務等を民間委託し、民間活力とスピード感を生かした対応を進めてまいります。

地域公共交通関係では、新たな地域公共交通計画に基づき事業構築を進めてまいります。たてしなスマイル交通は、通勤、通学に利用される朝夕の便のみ定時定路線を維持し、日中はデマンド型の路線の構築を検討してまいります。

町民課では、こども家庭センター設置により妊娠から出産、子育てまで子供に関して気楽に相談できるワンストップ窓口として相談から支援に確実につなぎ、子供や子育てに関する早期発見や支援の充実を図ってまいります。

また、令和6年度の介護予防ドクター事業においては、従来からの介護予防体操やフレイル予防教室の開催はもとより、新たにマイクロストーン株式会社との協働による歩行姿勢の計測及び矯正を実施し正しい歩行姿勢を身につけるなど、いずれもデータに基づく健康づくりに取り組んでまいります。

産業振興課では、有害鳥獣対策としてICTを活用した遠隔操作自動捕獲システムを導入し、立科第2牧場内に設置済みのおりわなを改修してニホンジカの捕獲を目指します。

立科町都市農村交流施設の改修につきましては、新設の直売所が第1期工事として

令和6年4月に完成し利用が図られております。また、第2期工事となる既存の施設改修を9月までの工事期間で実施しております。

建設環境課では、居住環境整備を図るため町営住宅を建設してまいります。また、既存の町営住宅等についても長寿命化修繕事業を計画的に実施してまいります。橋梁については、点検結果に基づく整備計画により長寿命化修繕工事を順次実施しております。

教育委員会関係では、オレゴン市との姉妹都市提携50周年を迎え、町関係者の訪問と中学生派遣事業等を実施します。また、児童館のエアコン更新及び施設増設部分へのエアコン新設による利用者の健康と快適な居場所づくりの確保を図ります。

たてしな保育園では、未満児入所の増加に伴う園庭拡張のため砂利部分を芝生にする工事を実施し、子供たちが伸び伸びと安心して遊べる環境を整えます。

以上が令和6年度の施策に基づく各課の実施事業の概要であります。

私は「スキー場を守る」を選挙公約に掲げております。白樺高原のシンボルであるそれぞれ特色を持った2か所のスキー場は、地域経済や雇用を支える重要な観光誘客施設であります。

索道施設の整備に当たっては、施設規模や利用形態に即した更新や改修が必要と考えますが財源確保の見通しを立てることが必須であります。まずは有利な辺地債事業枠の確保が必要でありますので、ご理解賜りたくお願いを申し上げます。

併せて、昨年立ち上げました立科町観光振興推進会議では白樺高原整備計画等の見直しの検討を願い、高原エリアの活性化と選ばれる観光地実現に向け建設的な議論が交わされることを期待しております。

また、権現の湯へのバイオマスボイラー導入の可否や、仮称、立科町地域振興公社立ち上げの件につきましては年度内に一定の方向性をお示しいたします。

今年の春も異常気象に起因する果樹等の農作物被害が発生しました。改めて地球温暖化対策、CO<sub>2</sub>削減を加速させる必要性を強く感じた次第であります。町では今後ともCO<sub>2</sub>削減に向け鋭意努力を重ねてまいりますので、町民皆様、議会皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

続いて、令和6年3月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げます、その他につきましてはお手元に配付をさせていただきましたのでご覧ください。

3月15日には卒業生45名の小学生卒業式、18日には卒業生46名の中学校卒業式に、22日には卒園児34名の保育園卒園式に出席し、お祝いの言葉を申し上げます。

3月28日、埼玉県川口市との森の里親協定の締結を役場中会議室において行いました。川口市からはゼロカーボンシティ推進の観点から資金面で立科町の森林整備を支援されます。

4月2日には保育園に37名、4日には小学校に34名、中学校に41名の新入生を迎え、

それぞれ厳粛な中にも和やかに、そして希望に満ちあふれた立科の子供たちの新しい門出に立ち合わせていただき、輝かしい未来に期待を寄せたところでもあります。

4月2日、消防団新幹部・新入団員任命式を行い、田中団長に辞令の交付を行い、地域の安全・安心を守る消防団の皆さんに感謝と激励の訓辞をいたしました。今年度の新入団員は10名であります。

4月6日及び7日、2日間にわたり第51回相模原市民桜まつりに参加し、立科町の魅力をアピールするとともに特産品販売もお手伝いをしてまいりました。

4月12日、区長会・部落長会を開催し、新役員が決定されるとともに皆様方に町の情報等の伝達を行いました。

4月25日には、長野県市町村対抗駅伝大会壮行会に出席し、選手の皆さんを激励しました。

5月1日には、蓼科高校3年生20人を観光大使に任命しました。若い皆さんから見た地域の魅力、課題の掘り起こしが期待されます。

6月2日には、夏山開き及びすずらん祭りに出席し、夏山シーズンの安全と多くの皆様が訪れていただくことを祈念してまいりました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例改正4件、補正予算3件、事務の委託の廃止1件、専決処分の承認を求めるもの8件、報告4件です。なお、最終日に人事案件を追加提案させていただく予定です。

初めに、議案第36号 立科町附属機関設置条例の一部改正をする条例制定について、議案第37号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、当町のテレワーク推進事業の内容の検討、助言等を行うための協議体としてテレワーク推進会議を追加するための所要の改正を行うものであります。

議案第38号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定については、標準下水道条例及び下水道法施行令の改正に伴う改正であります。

議案第39号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正であります。

議案第40号 令和6年度立科町一般会計補正予算（第1号）については、既定予算に歳入歳出それぞれ1億2,743万1,000円を追加し、総額を55億3,743万1,000円とするものです。

主な内容は、総務費では定額減税調整給付金給付事業に係る事業費、お祭り用備品等、コミュニティ助成事業補助金の計上。民生費では新たに住民税非課税または均等割のみ課税世帯となった世帯への給付金の給付に係る経費、低所得の子育て世帯への

加算給付金の給付費の計上です。農林水産費では林道西沢線の災害復旧費。土木費では蟹原川の河畔林整備事業経費を計上し、その他、4月の人事異動に伴う人件費等、所要の改正をいたしました。

議案第41号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、マイナンバーカードと保険証の一体化に対応するための経費を計上し、議案第42号 令和6年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）については、職員人事異動に伴う人件費の補正が主なものであります。

議案第43号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止については、戸籍システムの標準準拠システムへの移行に向けたシステムのリプレースに併せ、佐久地域12市町村による戸籍システムの共同利用を廃止することとし、南牧村と立科町の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託を廃止することについて地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

また、専決処分の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をし、その承認を求めるもの、条例、令和6年3月30日付、6件、補正予算、3月29日付、5件であります。

報告は、令和5年度一般会計、索道事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計に係る繰越明許費の報告4件であります。

提案いたします案件につきましては、それぞれ担当課長から説明を申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ◎日程第4 議会諸報告

議長（今井 清君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、今井健児総務経済常任委員長、報告ありますか。

4番（今井健児君） それでは、総務経済常任委員会の報告を申し上げます。

4月23日、安全索道株式会社、各担当課を招きまして立科町索道施設整備調査報告書、実施計画等の審査を行いました。

今定例会中の委員会も含め、引き続き審査を行っていきます。

以上です。

議長（今井 清君） 次に、芝間教男社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

5番（芝間教男君） 5番 芝間です。社会文教建設委員会につきましては、特に報告する案件はございません。

議長（今井 清君） これで議会諸報告を終わります。

#### ◎日程第5 承認第2号～日程第8 承認第5号

**議長（今井 清君）** 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例の一部を改正する条例）から、日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度立科町一般会計補正予算（第11号））までの4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

**総務課長（今井一行君）** 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長です。

裏面は専決処分書となります。

承認を求めます内容は、立科町町税条例の一部を改正する条例であります。これは令和6年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律、その他、関係する政省令が令和6年3月30日に公布されたことにより、これに関する町税条例の改正を行うものであります。

条例改正につきましては議会の議決が必要なため、本来、定例会や臨時会において議決いただくべきものですが、議会を招集する時間的余裕がないこと、国の税制改正に伴うものであり特に町として独自に規定した条項等がないため、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月30日に専決処分をしたものであります。

初めに、主な改正の概要を申し上げます。

個人住民税では、令和6年度限りの定額減税として納税者と配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円を個人住民税所得割額から控除します。

固定資産税では、土地の負担調整措置を3年間延長します。また、認定長期優良住宅に係る新築軽減の特例について、一定の要件に該当すると認められる場合には申告書の提出がなくても特例を適用できることとする規定が新設されています。

その他、法律改正に併せて文言の整理、項ずれの整備等、所要の改正を行うものであります。

改正文の1ページからお願いをいたします。

第34条の7第1項の改正は、法律改正に伴うもので公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定整備であります。

第51条の改正は、町民税について職権による減免を可能とする規定の追加と文言の整理です。

第56条の改正は、法律改正に併せて改正するものです。

第71条の改正は、固定資産税について職権による減免を可能とする規定の追加と文



言の整理です。

第139条の3の改正は、文言の整理と特別土地保有税について職権による減免を可能とする規定の追加です。

以降については附則の改正となります。

附則第4条の2の削除は、単に課税表示の計算を定めるものであり、削除するとされております。

附則第6条の改正は、条ずれの整理です。これは地方税法に能登半島地震の特例が第4条の4として追加されたためであります。

2ページにかけまして、附則第7条の5の追加については、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除の規定です。合計所得が1,805万円以下の納税義務者を対象に所得割額から控除されることの規定です。

中段の附則第7条の6の追加は、令和6年度の普通徴収の個人住民税に係る特別減税措置に伴う納税通知書の特例を定めるものです。定額減税前の税額を基に算出された第1期分の税額から控除され、控除しきれない場合には第2期以降から順次控除されることとなります。

3ページ中段から6ページにかけまして、附則第7条の7の追加については、令和6年分の年金所得に係る個人住民税の特別税額控除の規定です。

6ページ下段、附則第7条の8の追加は、令和7年度分に限り同一生計配偶者がいる納税義務者の所得割額から1万円を控除するという規定です。

附則第8条の改正は、肉用牛の売却に係る課税の特別税額控除の算定に用いる所得割額を当該規定の適用後のものとするための読替規定です。

7ページの附則第10条の2の改正は、法律改正に併せ再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について特例の割合として2分の1と定める規定の新設です。

中段、附則第10条の3の改正は、法律改正に併せて認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定の新設と、規則改正に併せ項ずれを改正するものです。

8ページ、附則第11条から附則第15条までの改正は、法律改正に併せ年度更新をすする改正です。

8ページ下段、附則第16条の3の改正は、法律改正に併せ特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものです。

附則第16条の4の改正は、法律改正に併せ特別税額控除の対象となる所得割の額について、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものです。

9ページの附則第17条の改正は、法律改正に併せ特別税額控除の対象となる所得割

額について、長期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものです。

附則第18条の改正は、法律改正に併せ特別税額控除の対象となる所得割額について、短期譲渡所得の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものです。

附則第19条の改正は、法律改正に併せ特別税額控除の対象となる所得割の額について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものです。

附則第19条の7の改正は、法律改正に併せ特別税額控除の対象となる所得割の額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものです。

附則第19条の9の改正は、法律改正に併せ特別税額控除の対象となる所得割の額について、先物取引に係る雑所得等の分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものです。

附則第19条の10の改正は、こちらも特別税額控除の対象となる所得割の額について、条約適用利子等及び配当等に係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定を追加する規定であります。

別表第1の改正は、公益信託の見直しに伴う所得税法の規定の見直しに伴う規定の整備です。

10ページ、附則第1条として、施行期日を令和6年4月1日とするものですが、以下、第1号に掲げる改正規定は令和7年4月1日から、第2号に掲げる改正規定は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日とするものです。

続いて、第2条は町民税に関し、第3条は固定資産税に関し、それぞれ改正に伴う経過措置を規定するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

本日提出、立科町長です。

裏面は専決処分書となります。

承認を求めます内容は、立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例であります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令の改正により、減収補填措置の

適用期間が令和9年3月31日まで延長されたため、これに係る本条例の改正を行うものであります。

条例改正につきましては議会の議決が必要なため、本来、定例会や臨時会において議決をいただくべきものであります。また、さきの法律改正が令和6年3月30日公布、令和6年4月1日施行のため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月30日に専決処分をしたものです。

改正内容は、法律改正に併せ附則第2項で定める本条例の執行期限を令和9年3月31日まで延長するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長でございます。

裏面は専決処分書であります。

承認を求めます内容は、立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。これは令和6年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律、同法施行令等が令和6年3月30日に公布されたことにより、これに係る国民健康保険税条例の改正を行うものです。

さきの2件と同様に、条例改正につきましては議会の議決が必要であるため、本来、定例会や臨時会において議決いただくべきものであります。また、国の税制改正に伴うものであり議会を招集する時間的余裕がないこと、また特に町として独自に規定した条項等がないため、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月30日に専決処分をしたものです。

今回の改正は、課税限度額の引上げにより高所得者層の限度額を見直し、併せて軽減判定所得の引上げにより低所得者層の負担の軽減を図る内容が主なものとなります。

第2条第3項ただし書中では、後期高齢者医療制度の財源へ充てる後期高齢者支援金基礎課税額の上限を「22万円」から「24万円」に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額についての規定となりますが、第2条の改正に伴い本条第1項中に規定する限度額の改正を併せて行い、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、第2号では5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずるべき金額を現行の「29万円」から「29万5,000円」に、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずるべき金額を現行の「53万5,000円」から「54万5,000円」にそれぞれ引上げ、低所得者層に対する保険税負担の軽減を図ることとされたものです。

附則として、施行期日を令和6年4月1日とし、令和6年度以降の国民健康保険税から適用するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度立科町一般会計補正予算（第11号））について、地方自治法第179条の第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3号の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

本日提出、立科町長です。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度立科町一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,648万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ64億1,485万円とするものであります。

第2条繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

令和6年3月29日に専決処分を行いました。

2ページから6ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正の款項の内容となります。

7ページは、第2表、繰越明許費補正で、都市農村交流施設整備改修事業、橋梁長寿命化修繕事業、町営住宅建設事業について事業費の確定によりそれぞれ記載のとおり変更するものです。

8ページは、第3表、地方債補正で、事業費の確定により限度額の変更をそれぞれ行いました。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

9ページ、10ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括となります。

11ページをお願いいたします。歳入となります。

1款町税は、2項固定資産税1目固定資産税で、滞納繰越分について実績見込みにより12万5,000円の減。

2款地方譲与税から13ページ10款地方特例交付金までは、交付額の確定による補正であります。

14ページ、地方交付税の特別交付税については、3月交付分の額の確定により1億7,788万6,000円の増額となりました。

13款分担金及び負担金、14款使用料及び手数料は、各種使用料、手数料実績によりそれぞれ補正をいたしました。

15ページ、15款国庫支出金1項国庫負担金は、交付決定または実績による補正です。

2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金及び2節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減は、概算による交付額確定による減額で実績による精算は次年度以降になる見込みであります。

16ページ、国庫補助金では、1目総務費国庫補助金、2目民生費国庫補助金は実績による補正、3目衛生費国庫補助金は概算による交付額確定による減額で実績による精算は次年度以降になる見込みであります。4目商工費国庫補助金20万円の減は補助金の算定式の改定に伴う減額です。

17ページ、6目教育費国庫補助金及び3項委託金は実績による補正です。

17ページ下段から16款県支出金は、それぞれの事業実績、県費負担割合による補正が主なものであります。

18ページ、1目総務費補助金、説明欄006のヘルメット購入支援事業補助金は県の補助対象、こちらは高校生また高齢者であります、こちらからの申請がなく皆減となりました。

19ページ、8目災害復旧費県補助金は、柳沢地区の令和5年度に実施した令和4年災に係る災害復旧事業に係る補助金の計上です。

19ページ下段、17款財産収入1項財産運用収入は、別荘等貸付普通賃貸料、新規貸付による特別賃貸料、更新料の収入実績により907万3,000円を増額補正いたしました。

20ページ、2項財産売払収入では、1目不動産売払収入は流木等売払収入を実績により1,430万1,000円を減額、2目物品売払収入は碎石等の売払収入を45万7,000円の減額補正をしました。

18款寄附金271万1,000円の増額は、ふるさと寄附金の実績により421万1,000円の増額と学校施設の契約解除による自治協力費150万円の減額補正です。

19款繰入金4目立科町ふるさと基金繰入金は、寄附金の実績に伴い基金からの繰入金を増額し各事業への充当財源としております。

14目白樺高原整備基金繰入金は、実績により1,000万円を減額補正しました。

21ページ、22ページの21款諸収入は、それぞれ収入実績によるものであります。

22ページ、22款町債は、借入額確定に伴い減額補正をいたしました。

23ページからは歳出となります。

歳入の確定等による財源内訳の補正のほか、事業実績に伴い減額補正が主になりますので、主なものを説明いたします。

2款総務費1項総務管理費3目財産管理費の基金管理経費では、ふるさと寄附金の実績により170万3,000円を基金に積み立てるものです。その他目的基金積立は、森林環境譲与税基金積立が主なものです。

24ページの5目企画費、010230の移住・定住推進経費の減額は広告料の実績、U I J ターン新築住宅補助金、空き屋利用促進補助金、U I J ターン創業補助金の実績により573万円を減額補正するものです。

010232の地域おこし協力隊経費、使用料は採用が遅れたため170万円の減額補正をするものです。

010234テレワーク推進事業経費では、委託料の減は運用支援業務の実績により、工

事請負費と備品購入費の減は入札差金によるものです。

28ページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金は、財政安定化支援分の増により358万2,000円を増額補正するものです。

2 目障害者福祉費では、各種補助金及び障害者自立支援給付金の実績に伴う減額補正となります。

29ページ、3 目福祉医療費30万円の減は、貸付金の実績がなかったため皆減であります。

30ページ、5 目臨時特別支援事業費は、各種特別給付事業の実績により1,519万3,000円の減額となりましたが、住民税非課税世帯臨時特別給付金は800人の見込みに対し684人、住民税均等割のみ課税世帯給付金は250人の見込みに対し196人の給付実績でありました。

31ページ、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費では、実績により415万2,000円の減額補正ですが、長野県子育て世帯生活支援特別給付事業は40人の見込みに対し29人、低所得子育て世帯給付事業は110人の見込みに対し71人の実績となつての減額であります。

32ページ、2 目子育て支援費では139万円の減額補正ですが、出産祝金では17人、出産・子育て応援給付金はそれぞれ22件の給付実績です。

33ページ、3 目保育所費では実績により833万円の減額補正です。

34ページ、3 項高齢者福祉費 1 目高齢者福祉総務費646万3,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金で実績によるものです。

中段、2 目高齢者福祉事業費180万9,000円の減額は、生活管理指導に係る委託事業、高齢者・障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金は実績がございませんでした。

38ページをお願いします。

5 款農林水産業費 1 項農業費は、歳入の確定による財源内訳の補正が主なものです。

40ページ、2 項林業費は、歳入の確定による財源内訳の補正のほか、実績による減額をいたしました。

41ページ、3 項土地改良費は、歳入の確定による財源内訳の補正です。

中段、6 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費の233万5,000円の減額は、あったか燃料券配布事業の実績による補正であります。

42ページ、2 項観光費 1 目観光総務費は、辺地対策債の償還金の確定により索道事業特別会計繰出金を12万1,000円の減額補正、3 目観光施設費は実績により469万円の減額補正をいたしました。

43ページ、7 款土木費 2 項道路橋梁費 1 項道路維持費は693万3,000円の減額、2 目道路新設改良舗装費103万1,000円は実績による補正であります。

44ページ、5 項下水道費 1 目下水道総務費2,366万3,000円の減額は、下水道会計の

収益的収支分の決算見込みによる補正となります。

44ページの9款教育費1項教育総務費は、前ALTが途中帰国のために報酬を161万円の減額、補助金は蓼科高校通学車道運行補助金、小・中学校補助金の実績により420万円の減額補正です。

48ページ、12款予備費は2億9,089万4,000円を増額し4億8,533万2,000円といたしました。

49ページ以降は給与費明細書となります。

以上、説明申し上げましたが、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**議長（今井 清君）** これから質疑を行います。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** 先ほどの説明を聞いておりますと、令和6年3月30日に公布で4月1日から実施なので議会に諮る時間がないということでたくさんの専決が行われました。

しかし、これまでもそういうことがあったとしても6月議会にかけて遡って適用するということできたはずですよ。給与なんかはそうですね。やっぱりこういうことをやられてしまうともう議会は全く必要なくなるわけですよ。

審議もなしに先に決めてしまって、それは法律で決まったことだから特に議論することはないということになってしまうと、もう議会はいらないよになってしまうので、やっぱり遡り規定を充当すれば十分できるのではないかと、まずこの点について町長の見解を求めたいと思います。

3点までできるので、まず1点目はそのことを聞きたいなと思います。

**議長（今井 清君）** 村田議員、1つずつお願いします。

**9番（村田桂子君）** この問題について3回しかできないんですよ。だから1回に3つ言っておかないと次のほうに答えられないと思うんです。3つしか言えないので。

次に、町税条例のことで所得割の問題で、途中の理事者によって減免ができるという規定は歓迎なんですけど、ページ数25ページの所得割のところから従来の所得割にプラスして町民税の所得割の額とするというのがあって、これはいろんな問題、ほかのところも同じ規定があるわけなんですけど、これは余分に今までの所得割に加えて町民税の所得割までも軽減されるということなのか。それとも増えてしまうのか。そこら辺の幾つかに共通することだったんですけど、特別に徴収されることになるのかという点がちょっとこれだけでは分からないものですからご説明いただければなと思います。

**議長（今井 清君）** ページと内容をもう一度、分かるように説明ください。

**9番（村田桂子君）** 新旧対照表の5ページからずっと所得割についての規定がありますよね。普通の所得割プラス町民税の所得割というのも同時に加わるよということがプラスさ

れたんですけど、それは軽減になったのか、それとも増えたのかというところがちょっと見えなくて、お願いしたいと思います。

それから、新旧対照表の4ページのところにある公益法人等に係る町民税の課税の特例というのが今回なくなりました。これの理由はどういうことなんでしょうか。お尋ねをいたします。

以上、3つについて、まずお願いいたします。

**議長（今井 清君）** 今井総務課長。

**総務課長（今井一行君）** すみません。町長ご指名ですが専決処分との関係はちょっと私のほうからまず説明をさせていただきます。

今回、遡った適用をすればいいんじゃないかということですがけれども、これは一部不利益な部分もございまして、不利益なものについては遡及ができません。したがって、4月1日が施行で3月30日に公布がされたということはもう議会を開く時間がありませんので、そういった理由で専決処分をしたということです。

不利益じゃないものに関しては遡った適用も可能な場合がありますけれども、今回の場合はそうではないということで専決処分をさせていただいたということでありませぬ。

それから、新旧対照表の5ページ以降のいろいろあるものなんですけれども、これは今回の定額減税の措置に伴って個人住民税の所得割の額から引く1万円を考慮する根拠を決めなければいけません、これはいろいろと幾つもありましたけれどもそれぞれの特例によって減額をした後の金額に対して1万円掛ける扶養者の数を引くという規定をうたったものであります。幾つもありますがそれは全て同じです。いろんな特例でそもそもこの定額減税制度がないときでも減税措置がありましたけれども、その特例を受けた後の税額に対してさらに引くための規定ということです。

それから、もう1個は何でしたか。（発言の声あり）

これは単に計算方法を定めたものだけだったために削ったと、これは地方税法の中で削られておりましたので、それに併せてこちらも削るようになったということと、こちらについてはそういうふうな地方税法が変わったので町のほうも併せて削ったということでご理解を賜りたいと思います。

**議長（今井 清君）** 9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** まず遡っての適用ができるのではないかとということで、不利益が生じる場合には遡れないという規定があると、不利益になってしまう、つまり町民にとって不利益になることは早めに決めておかななくちゃいけないという意味なんでしょうか。どういう不利益なのかのご説明をお願いします。

それから、2つ目の所得割については、普通の国税の所得割プラス個人住民税の所得割も合わせた中でそこから1万円を引くという、合算をしてから引くということで理解をしました。それでいいでしょうかね。



3つ目の公益法人等の町民税の課税の特例は、今、言ったように法律が変わったから変えたんだというのが何ですかと私は聞いているので、公益法人等に関わる課税の特例というのが何でなくなることになったのかなというところを聞きたかったので、ちょっと答えになっていないかと思うんですけど、分かる範囲でお願いしたいと思います。

**議長（今井 清君）** 今井総務課長。

**総務課長（今井一行君）** まず、先ほどの減税措置の所得割のことですけれども、あくまで住民税の所得割が、今、言ったいろんな対応となるということです。若干、違う感じに私は受け止めたので、単純に要はその方の個人住民税のみです。個人住民税の所得割のみです。

それと公益法人の関係は、申し訳ありません、これ以上の答弁が私はできませんで、国の法律のほうに併せて町の条例も変えましょうということの通達的なものが来ておりましたので、それに併せて改正をしたということでございます。よろしく申し上げます。

**議長（今井 清君）** 9番、村田桂子君。3回目です。

**9番（村田桂子君）** 3回目です。まず、この新旧対照表のところを見ると所得割の額並びに町民税の所得割の額とすると書いてあるから、国税の所得割プラス個人住民税の所得割の合算から1万円が控除されるというふうに考えていいんじゃないかと私は思ったんですけど、今のお話しだと個人住民税の所得割だけから引かれるということなんでしょうか。そこを確認だけさせてもらいます。

それで、これが最後なんで、ちょっと私も不勉強で申し訳なかったんですけど、不利益を生ずることの意味というか、例えば給与を増額するなんていう場合は4月に遡って適用するというので、議会が決めた後、適用するという規定を設ければ遡って支給されるからいいと思うんですけど、不利益の部分に当たるのはこの町税条例の中のどこに当たるんでしょうか。ここをちょっと確認させてください。

だから専決してしまうんだよというお話しだったんですけども、今回の条例の中で例えば3月末で決まったとしても、4月、5月の全員協議会なんかあったわけですよ。こういうときにこういう問題がちゃんと報告されるべきかなと思うんですけど、どういう不利益があるからそういうふうに即やっちゃうのか。これをやるともう議会は必要ないですよ。どんどん法律決めて、法律が決まったのでこうなりましたと言えば各自治体で条例を定める意味がないですよ。右に倣え、上に従えになっちゃうので、そういうことに関わってくるのでちょっと聞いています。

**議長（今井 清君）** 今井総務課長。

**総務課長（今井一行君）** すみません。まずおわびをしなければいけません。今の不利益というのはこの条例ではありませんでした。次の国保条例に関しては限度額を上げる部分がありますので、今、その部分がありますが、この条例につきましては不利益という

部分はおそらくないと思います。どちらかというとな利益ではなくて住民にとってはよい方向だと思います。

ですけれども、いずれにしても専決処分をしているというのは、もう法律で認められていることでもあります。なおかつ、ちょっとくどいようですけれども議会を開く時間は今回に関しては本当はないわけです。3月30日に公布になって4月1日の施行でするので、もう議会を開いている暇がないということですので、こちらはそれぞれ地方自治法に認められた手続ですので、そのとおりにさせていただいたということでもあります。

それから、個人住民税の軽減の部分ですけれども、あくまで個人住民税です。所得税については別の法律というかやり方なので、そちらについては3万円という金額になりますけれども、そちらは別の対応になりますので、今回、この条例で定めているのはあくまで個人の住民税ということでもありますので、よろしく願いいたします。

**議長（今井 清君）** ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** これについては年限が、過疎地域に関わる固定資産税の課税免除が延長されるということなので、それはそれとしていいと思いますが、参考までに固定資産税の課税免除に関して、大体、町としてはどのぐらいの恩恵を受けているものなんでしょうか。年間で結構です。

**議長（今井 清君）** 今井総務課長。

**総務課長（今井一行君）** これは町としてというか、納税される方がメリットになるということで、こちらは適用になって以降に事業用の建物等を建設したりした場合には減免になりますので、それぞれ事業者の皆さんが、大変、納税額が少なく済むようなイメージでございます。

なお、このものは後ほど特例交付金というような形で町のほうに補填はされますけ

れども、納税者の方はそれだけ支払わなくても済んだということでもあります。

以上です。

9番（村田桂子君） 影響額はどのぐらいになりますか。

議長（今井 清君） 今井総務課長。

総務課長（今井一行君） 大変申し訳ございませんが、そこまでの資料を持ち合わせておりませんので申し上げられませんが、額についてはお答えすることができません。よろしくお願いいたします。

議長（今井 清君） よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。9番、村田桂子君。

9番（村田桂子君） 今回は2つの項目について規定があります。1つは後期高齢者の支援金が22万円から24万円に上がる問題と、あと低所得の方たちの軽減分が拡充されるという問題です。いつも抱き合わせで来るわけで大変判断が難しいんですが、そこで基礎資料として伺いをいたします。

まず、後期高齢の支援金ですけれど、22万円から24万円に引き上がる方たちの所属、そして人数、町への影響額を伺います。

そして、その上で5割軽減、2割軽減の方たちそれぞれの対象人数と影響額についてご報告をお願いします。

議長（今井 清君） 今井総務課長。

総務課長（今井一行君） お答えいたします。

まず、今回のといいますか限度額を超えている、要はこの影響を受ける世帯でいきますと3世帯であります。これにつきましてはあくまで令和5年度分の課税データ、要は所得額によつての試算ですので、本年度の実態とは若干ずれが生じる可能性もあるということでご理解いただきたいんですが、3世帯の方が影響を受けるということです。

3世帯のうちの1世帯の方は、もともとこの24万円も超えている方でもあります。し

たがって影響を受けているのは3世帯で、今まで限度額に達していたのでそれで済んでいた方で若干増えるという方が2世帯になるという考え方になるかと思えます。

その影響額ですが、今回22万円から24万円にいたしますので、これを超えている方からは2万円が増額、残りの2世帯は2,390円と1,357円ということで3,747円が前年よりも上がる金額というふうになるかと思えます。合計をいたしますと2万3,747円が増額になるという計算になるかと思えます。

なお、この限度額に達する方は、それぞれの所得の状況等にも変動はありますけれども、おおむね1,000万円ぐらいを超えるとこの限度額の改正の影響が出てくるのかなという状況でございます。

それから、軽減判定所得の見直しに関係するほうですけれども、5割軽減では6世帯10人、2割軽減では9世帯14人、合わせて15世帯24人の方が改正によって軽減を受けられることとなります。総額を計算しますと、税額で合計15万7,000円が減額になる見込みとなります。

こちらも課税データは令和5年のもの、それから税率等は3月の定例議会で改正をしていただいた税率によるものですので、令和5年度分という比較ではないことをご了承くださいたいと思います。

以上です。

**議長（今井 清君）** よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度立科町一般会計補正予算（第11号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** まず14ページです。保育所保育負担金の200万円というのをご説明いただきたいんですが、第1子の保育料ということなんでしょうか。その説明をお願いいたします。

それから、その下の温泉使用料は樽ヶ沢温泉の湧出量が減ったことによることかなというふうに思っているんですけども、ホテルのほうでは減った分はどうされているのか。ちょっと情報について聞かせてもらえればなと思うんですけど、これが

2つ目です。

3つ目は、32ページの保育所の事業経費なんですけれど、パートタイム会計年度任用職員さんの報酬が830万円減っています。これは、未満児なんかは増えているというふうに聞いているんですけれど、どうして減ってしまっているのでしょうか。子供たちが多ければ保育所の保育士さんの手当も増えるんだと思うんですけれど、この理由についてお聞かせください。

**議長（今井 清君）** 羽場教育次長。

**教育次長（羽場厚子君）** お答えいたします。

まず14ページの保育所保育の負担金200万円ですけれども、こちらのほうは3歳未満児の保育料になります。3歳未満児59名の実績による増となっております。

それから、32ページのパートタイム会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員の給与、報酬等の減ですけれども、当初見込んでおりました人数よりも少なく、職員を探したんですけれどもいなかったということで、少ない採用だったということで実績による減となっております。

以上です。

**議長（今井 清君）** 今井総務課長。

**総務課長（今井一行君）** 14ページの3節の温泉使用料の関係ですが、こちらの減額につきましては、議員がお話ししていただいたとおり樽ヶ沢温泉に関係する実績に伴う減額ということであります。

ホテル側はどうされているかという、出てきている中でやりくりをして対応していると聞いております。

以上です。

**議長（今井 清君）** よろしいですか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** すみません。保育所の保育士さんですけど、探したけどなかなか見つからないとよく聞いているんですけれど、これだけ減額になっているんですが、例えばもう少し待遇をよくすると何か考えることはできないのでしょうか。

子育て支援に町長も含めて大変力を入れていらっしゃるし、移住定住で子育て世代の方をどんどん迎え入れようということがうちの施策、公約でもあるわけなんですけれども、やっぱり安心して預けられる体制をつくっておかないと子育てに優しい町にはなかなかならないと思うんですけど、このなかなか見つからない理由をどのように考えておられ、またそれをどう改善するのか。そこはとっても大事なことだと思うんですが、この実績を受けてどのようにお考えなのかを聞きたいと思います。

それから、もう1つは41ページのほうのあったか燃料券なんですけど、商工経費で233万5,000円減になっています。これって使わなかった人がいるという意味なのか。この執行率については何%か。また、これだけ残った原因としてはどういうことなんですか。

町民1世帯当たり確か3,000円配られて、みんな喜んで使っているんだと思っ  
たんですけど、ここの執行率をどのように考えるか。ちょっと執行率と併せてお聞  
かせいただければと思います。お願いします。

議長（今井 清君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、保育所のパートタイム、フルタイムの関係で金額を上げれば  
という話ではありますが、金額の問題ではなくて、もうこの限界も含めまして立科町も  
そうですけども、もう絶対数がいません。

これは、でき得る限り互いに連携できればいいんですがそういうわけにもいかない。  
互いに欲しい数は欲しいわけですので、私どものほうもでき得る限り、もう時期を固  
定するのではなくてでき得る限り、必要な時期というんじゃなくてももうその都度そう  
いった皆さんにお願いをしていくという努力は今後も続けていきます。

議長（今井 清君） 市川産業振興課長。

産業振興課長（市川 偉君） お答えいたします。

あったか燃料券の実績でございますが、予算額につきましては3,000世帯を予定し  
ておりまして予算を計上させていただいております。それに対しまして、実績の世帯  
でございますが2,952世帯が最終的な実績でございました。

こちらに対する換金率が95.1%ということで、換金率が5%ほど未使用であったと  
いうことから、実績によりまして233万5,000円減額ということになりました。

以上になります。

議長（今井 清君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

◎日程第9 承認第6号～日程第11 承認第8号

議長（今井 清君） 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和  
5年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））についてから、日程第11  
承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度立科町介護保険特別  
会計補正予算（第4号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

内容のご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この専決処分につきましては事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ5,314万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,638万5,000円とするものです。

令和6年3月29日専決、立科町長。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページは事項別明細書の総括です。

5ページをご覧ください。

歳入のうち1款1項国民健康保険税は、決算見込みにより1目一般被保険者国民健康保険税で1,276万5,000円の増、主な要因としましてはコロナ禍などの影響による減収を当初見込んでおりましたが想定よりも税収が確保できたことに伴う補正です。

6ページ、3款県支出金2項県補助金1目保険給付費等交付金は、普通交付金で療養給付費等の確定によりまして5,484万5,000円の減、特別交付金で特定健康診査負担金等の確定により332万9,000円の減額です。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、実績によりまして主に財政安定化支援分の増などにより305万2,000円の増額です。

2項1目国民健康保険支払準備基金繰入金は1,540万6,000円の減額で、税収の増額及び歳出の補正に併せて調整したものです。

令和5年度での基金取崩しは1,141万8,000円となり、年度末での基金積立残高は8,900万円あまりとなる見込みです。

7ページ、7款諸収入2項雑入5目雑入は、令和4年度普通交付金の精算により国保連合会からの返還金458万6,000円の増額です。

8ページから歳出となります。

1款1項1目一般管理費は、実績により各種事務処理手数料を減額いたしました。

続いて、9ページから12ページまで、2款保険給付費は全て実績による補正となります。

1項1目一般被保険者療養給付費は3,790万円の減、次の2目以降、10ページ5目まで実績により補正をしております。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は1,150万円の減、2目から4目は実

績がなく皆減です。

12ページ、4項1目出産育児一時金は、実績が1件であり200万円の減額です。

5項1目葬祭費は、実績が15件であり25万円の減額です。

6項傷病手当金は実績がありませんが、他の科目と調整する関係で残1,000円としてあります。

13ページから14ページ中段まで、3款国民健康保険事業費納付金は財源内訳の変更です。

4款保健事業費も実績による補正です。

1項1目特定健康診査等事業費は、主に検診等委託料の減額です。

15ページ、2項1目保健衛生普及費は、人間ドック補助金の実績に伴う減額が主なものです。

6款諸支出金は、過年度分の交付金の確定に伴い県への返還金448万5,000円を計上しました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

**議長（今井 清君）** ご静粛をお願いします。

**町民課長（荻原義行君）** 承認第7号 専決処分承認を求めることについて（令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長でございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この専決処分につきましても事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ14万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,119万4,000円とするものです。

令和6年3月29日専決、立科町長。

この会計につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合で医療給付及び保険料の賦課を行い、市町村からは賦課された保険料を納付金として広域連合へ納付しているものとなります。

2ページは第1表、歳入歳出予算補正、3ページは事項別明細書の総括です。

4ページをご覧ください。

歳入ですが、1款1項後期高齢者医療保険料は、実績により30万3,000円の増額、3款1項一般会計繰入金も実績により事務費繰入金15万2,000円の減額、4款繰越金は確定によるものです。

続いて、歳出は5ページからになりますが、1款総務費は財源内訳の変更となります。



2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者の移動や保険料算定の変動などに伴う実績により12万円の増額です。

次の予備費で調整をいたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この専決処分につきましても事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ3,338万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,897万円とするものです。

令和6年3月29日専決、立科町長。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページは事項別明細書の総額です。

5ページをご覧ください。

歳入ですが、1款1項1目第1号被保険者保険料は、移動などの実績により1,035万9,000円の増額です。

4款2項1目調整交付金は、実績により177万7,000円の増額、3目地域支援事業交付金（総合事業以外）は、介護サービス任意事業経費等の実績により44万9,000円の減額です。

5款支払基金交付金、続く6ページ、6款県支出金も、国庫支出金と同様に、介護給付費等の実績に伴いそれぞれ2,833万1,000円の増額及び22万5,000円の減額です。

8款繰入金は、それぞれ介護給付費事務費等低所得者保険料軽減分及び地域支援事業などの実績に伴う補正です。

10款諸収入、3款1項負担金は、配食サービスなどの実績により10万1,000円の減額です。

次に歳出ですが、8ページからご覧ください。

1款総務費は、次の9ページの中段まで財源内訳の変更です。

2款保険給付費1項1目介護サービス等給付費は、主に居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の実績により2,596万3,000円の減額。

10ページ、2項1目介護予防サービス等給付費は、主に居宅予防住宅改修補助金等の実績により175万1,000円の減。

4項1目高額介護サービス費及び11ページ、6項1目高額医療合算介護サービス費

も実績による減額です。

続いて、3款地域支援事業費1項包括的支援事業・任意事業費です。

2目任意事業費は、主に成年後見人等報償費などの該当がなかったことなどにより138万2,000円の減額です。

4目生活支援体制整備事業及び5目認知症総合支援事業についても、実績に伴う減額です。

3款2項介護予防生活支援サービス事業費は、主に通所型サービスなどの実績により業務委託料の減額です。

13ページ、3項1目一般介護予防事業費は、実施回数の見直しなどにより減額となりました。

14ページ、4款1項1目介護給付費等準備基金積立金は、収支の実績見込みにより4,300万円を増額しました。これにより令和5年度末での基金積立残高は1億4,300円余の見込みです。予備費では、合計7,999万円を計上しましたが、これは次年度において各種交付金や負担金との清算をする仕組みになっているため、国や県などへの支払いがおおよそ7,960万円程度発生する見込みであることから、その財源として確保し繰り越すためのものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

**議長（今井 清君）** これから質疑を行います。

日程第9 承認第6号 専決処分承認を求めることについて（令和5年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** 15ページ、お願いしたいと思います。

先ほど人間ドックということで、補助金70万円減になっておりますけれど、これは当初の見込みがどのくらいかということと、たしか今人間ドック2万5,000円でしたっけ、補助があるかと思うんですけど、この補助額の増額についてはお考えにならないのかどうか、実績を受けての見解で結構ですのでお願いします。

**議長（今井 清君）** 荻原町民課長。

**町民課長（荻原義行君）** お答えをいたします。

まず、実績ですけれども、これは見込みでございますが、日帰りが143件、これは単価が1万2,500円です。それから、1泊が18件、これは単価が2万5,000円です。ということで、これらの合計をいたしまして、実績に伴って今回は減額を計上したということでございます。

補助金につきましては、基本的には予算不足という事態にならないように予算計上というものを確保心がけておりますので、この予算に満たなかったからといって必ずしも申請数が少なかったですとか、そういったふうに私どもは考えておりません。

なお、金額などにつきましては、現在の金額を引き続き運用をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

**議長（今井 清君）** よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

**議長（今井 清君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度立科町介護保険特別会計補正予算（第4号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。9番、村田桂子君。

**9番（村田桂子君）** 5ページ、6ページの地域支援事業についてお伺いしたいと思います。

これは多分地域での様々な支え合いの事業も入っているのかなとか思っているんですけど、この減額の利用というのはどういうことですか。

**議長（今井 清君）** 荻原町民課長。

**町民課長（荻原義行君）** お答えをいたします。

地域支援事業等につきましても、実績によるということをございまして、内容的には給付などにつきましては、これはちょっと事情は分かりませんが、請求によりまして実績による減ということをございます。

そのほかにつきましては、例えば講師謝礼などの減額につきましては、主には成年後見人等の報償費というものが計上してございますが、これにつきましては実績がないと、ここ数年これにつきましては実績がございませんが、そういった理由で減額になっているもの、それから手数料などにつきまして、通知作成の手数料ということで、これも同じく成年後見の市町村申立ての経費ということで、これについても実績がございませんので減額になっていると、主な減額項目などにつきましては、そのような実績によりまして減額となっているというところでございます。

以上です。

**議長（今井 清君）** よろしいですか、ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第12 承認第9号

**議長（今井 清君）** 日程第12 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。市川産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 市川 偉君 登壇〉

**産業振興課長（市川 偉君）** 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

本日提出、立科町長。

補正予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ402万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億841万5,000円とするものでございます。

第2条地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

令和6年3月29日に専決処分を行いました。

2ページをご覧ください。2ページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

続きまして、3ページは、第2表、地方債補正です。辺地対策事業の実績により、限度額を1億6,280万円に減額するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

4ページをご覧ください。4ページは歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

5ページは歳入になります。

1款繰入金は、辺地対策事業債利子償還金の確定により、一般会計からの繰入金を12万1,000円減額するものでございます。

4款町債は、辺地対策事業の実績により390万円減額するものでございます。

6ページをご覧ください。6ページは歳出になります。

1款1項索道事業費1目リフト事業費の減額は、リフト整備工事の契約差金等により工事請負費を423万4,000円減額いたしました。

2款公債費は、財源内訳の補正になります。

歳入歳出の差額21万3,000円は、3款予備費で調整をいたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**議長（今井 清君）** これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第13 報告第2号

**議長（今井 清君）** 日程第13 報告第2号 令和5年度立科町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。今井総務課長、登壇の上、報告願います。

〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

総務課長（今井一行君） 報告第2号 令和5年度立科町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記繰越計算書のとおり報告いたします。

下記の12事業は、令和5年度内に事業が完了しないため、令和6年度に繰越しを行いました。

2款総務費1項総務監理費では、蓼科樽ヶ沢温泉長期湯試験委託事業は、2年にわたって試験を行うため、ホテルグランビュウ蓼科解体撤去工事は、工事期間が2年にわたるため。

3項戸籍住民基本台帳費では、戸籍附票システム及び住民基本台帳システム改修委託事業で、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名、ローマ字表記を実現するため、戸籍附票システム及び住民基本台帳システムを改修する事業、戸籍情報システム改修委託事業は、戸籍事務へのマイナンバー制度に係るもののうち、戸籍の氏名に振り仮名を追加できるようにするため、戸籍情報システムを改修する事業で、2年にわたるため。

3款民生費では、2項児童福祉費で、子ども子育て支援事業計画ニーズ調査に係る国の第3期手引きの策定が遅れている影響による繰越し。

4款衛生費2項清掃費では、塵芥収集車の更新に当たり、納車までに18か月から24か月を要する見込みのための繰越し。

5款農林水産業費では1項農業費で、担い手確保・経営強化支援事業では、同事業による農業用機械の導入に係る補助金の交付決定が年度末であり、年度内の事業完了が困難であるため。都市農村交流施設整備・改修事業では、工程の変更等により年度内事業完了が困難となったためであります。

2項林業費では、町有林カラマツ皆伐材を一部活用する町営住宅建設事業が2年度にわたるため。

3項土地改良費では、令和6年度に配当を予定していた防災重点農業用ため池の耐震評価業務の補助金が、令和5年度に配当されることもあり、事業の年度内完了が困難であるため。

7款土木費では2項道路橋梁費で、橋梁長寿命化修繕工事について、部材が特注品であり、納入に時間がかかり年度内完了が困難であるため。

4項住宅費は、町営住宅の町有林材の製材、乾燥及び保管業務、設計管理、用地買収費ですが、事業完了に複数年を要するためであります。

翌年度繰越額は合計で3億6,265万8,300円となります。

本日提出、立科町長。

報告は、以上でございます。

◎日程第14 報告第3号

議長（今井 清君） 日程第14 報告第3号 令和5年度立科町索道事業特別会計繰越明許費

の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。市川産業振興課長、登壇の上、願います。

〈産業振興課長 市川 偉君 登壇〉

**産業振興課長（市川 偉君）** 報告第3号 令和5年度立科町索道事業特別会計繰越明許費の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書のとおり報告いたします。

1款1項索道事業費、索道施設整備事業について、蓼科牧場ゴンドラリフト山麓駅舎階段修繕工事において、工事の設計に時間を要したため1,480万6,000円を本年度に繰越しを行いました。

本日提出、立科町長。

報告は、以上でございます。

◎日程第15 報告第4号及び日程第16 報告第5号

**議長（今井 清君）** 日程第15 報告第4号 令和5年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第16 報告第5号 令和5年度立科町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括議題とします。

本件について、報告を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、報告願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

**建設環境課長（篠原英男君）** 報告第4号 令和5年度立科町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

本日提出、立科町長。

2款水道事業費用1項営業費用の旧中尾簡易水道水道施設撤去工事について、積雪のため予算繰越しにより120万円。夢の平配水池、万仁田沢川中継ポンプ場、竜ヶ峰配水池の落雷復旧工事について、工事材料が入手できなかったこと及び積雪のため予算繰越しにより、合計で3,751万円をそれぞれ本年度に繰越しを行いました。

次に、4款資本的支出1項建設改良費の古町屋敷1号橋水管橋架替工事について、橋梁長寿命化修繕工事に合わせて工事を実施しておりますが、修繕工事が繰越し事業となったため、予算繰越しにより1,354万円を本年度に繰越しを行いました。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

報告第5号 令和5年度立科町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明させていただきます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

本日提出、立科町長。

4款資本的支出1項建設改良費の立科町立科浄化管理センター耐震工事に関する協定について、協定締結先において工事施工業者の決定に時間を要したため、予算繰越しにより1億8,350万円、立科町立科浄化管理センターの建設工事委託に関する協定について、資材の納期が遅延したため、予算繰越しに1,946万4,000円をそれぞれ本年度に繰越しを行いました。

説明は以上であります、よろしくお願ひいたします。

◎日程第17 議案第36号及び日程第18 議案第37号

**議長（今井 清君）** 日程第17 議案第36号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について及び日程第18 議案第37号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願ひます。

〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

**総務課長（今井一行君）** 議案第36号 立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

立科町附属機関条例は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関となる委員会等の設置について条例で規定しているものであります。

今回、テレワーク推進会議を新たに設置するため、別表に追加するものであります。担任する事務は記載のとおりで、定数は10人以内、任期は2年でございます。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

議案第37号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長でございます。

この条例は、新設する立科町テレワーク推進会議委員の日額報酬を日6,800円と定めるものであります。

附則として、この条例の施行期日は令和6年7月1日です。

以上、申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第38号

**議長（今井 清君）** 日程第19 議案第38号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定に



ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

**建設環境課長（篠原英男君）** 議案第38号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

今回の一部改正につきましては、下水道法施行令の一部改正及びこの一部改正等に伴う標準下水道条例の改正が行われたことにより、指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させている規制を廃止、同一都道府県内の複数営業所を兼任することができること、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことにより、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定できることが可能となったことについて、所要の改正を行うものです。

立科町下水道条例の第6条の技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属するを削除し、第2項を追加するなど、前後の文章を調製しております。第10条では、以前、下水道法の条ずれがあったため、今回「第12条の10第1項」を「第12条の11第1項」に改めます。同じく、第10条第7号の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、第10条第7号の改正規定は、下水道法施行令の施行期日に併せて、令和7年4月1日から施行いたします。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第20 議案第39号

**議長（今井 清君）** 日程第20 議案第39号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長 羽場 厚子君 登壇〉

**教育次長（羽場厚子君）** 議案第39号 立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

裏面をご覧ください。

この条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和6年3月13日に公布されたことに伴い、当町においても、民間事業者等が行う小規模保育事業所と事業所内保育事業者について従事する職員配置基準を改正するものです。

立科町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号は、民間事業者等が行う小規模保育事業所A型の満3歳以上満4歳に満たない児童について、おおむね「20人」につき1人とする職員数を「15人」につき1人に改め、同項第4号の満4歳以上の児童について、おおむね「30人」につき1人とする職員数を「25人」につき1人とし、第31条第2項第3号の小規模保育事業所B型の満3歳以上満4歳に満たない児童の職員数についても「20人」を「15人」に改め、同項第4号の満4歳以上の児童についても「30人」を「25人」に改めるものです。

第44条第2項第3号と同項第4号の保育所型事業所内保育事業所の職員数についても、満3歳以上満4歳に満たない児童について、おおむね「20人」につき1人とする職員数を「15人」につき1人に改め、満4歳以上の児童について、おおむね「30人」につき1人とする職員数を「25人」につき1人とし、第47条第2項第3号と同項第4号の小規模型事業所内保育事業所の職員数も、満3歳以上満4歳に満たない児童について「20人」を「15人」に改め、満4歳以上の児童についても「30人」を「25人」に改めるものです。

附則として、職員配置に係る経過措置を定め、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。（発言の声あり）

**議長（今井 清君）** それでは、ここで暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。暫時休憩です。休憩に入ります。

（午後0時05分 休憩）

（午後1時30分 再開）

**議長（今井 清君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第21 議案第40号

**議長（今井 清君）** 日程第21 議案第40号 令和6年度立科町一般会計補正予算（第1号）

についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 今井 一行君 登壇〉

総務課長（今井一行君） 議案第40号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,743万1,000円を追加し、予算の総額を55億3,743万1,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

2 ページから4 ページは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

5 ページは、第2表、地方債補正で、辺地対策事業は県の自然環境整備支援事業の内示を受けたため270万円を減額し7,790万円に。過疎対策事業では、学校施設環境改善交付金の内示を受けたため50万円減額し5億3,550万円に。緊急自然災害防止対策事業では、林道西ノ沢線修繕事業費で5,030万円を追加し1億2,170万円にそれぞれ限度額を補正するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

6 ページ、7 ページは、歳入歳出予算事業別明細書の歳入と歳出の総括になります。

8 ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金で、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生推進タイプ）は、不採択により1,000万円の減額。同交付金の（デジタル実装タイプ）は、第二牧場のおりわな遠隔監視自動捕獲装置について採択されたため69万3,000円を計上いたしました。物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金は、定額減税給付金、住民税非課税世帯住民税均等割のみ世帯給付事業の財源として8,227万4,000円を計上いたしました。

6目教育費国庫補助金は、小学校教職員トイレ改修事業として、学校施設環境改善交付金の採択により53万9,000円の計上であります。

16款県支出金2項県補助金5目土木費県補助金は、河畔林整備事業補助金として蟹原川の整備事業270万円分を計上。

6目教育費県補助金は、部活動指導員任用事業補助金44万8,000円を計上。

10目商工費県補助金は、自然環境整備事業補助金として、白樺湖園地、竜ヶ峰見晴台園地に係る2事業分で267万7,000円の計上となります。

21款諸収入4項1目雑入は、コミュニティ助成事業補助金で、採択となって1宿分で100万円の計上であります。

22款町債1項町債は、4目農林水産業債で、西ノ沢林道修繕事業で5,030万円の増額。

5目商工費は、辺地対策事業債で、県補助金の内示を受けたため270万円を減額。

7目教育債で、学校施設環境改善交付金の内示を受けたため50万円の減額です。

続いて、10ページからは歳出となります。

なお、4月1日付の人事異動等に伴う人件費の補正につきましては、会計年度任用職員分も合わせ、各課において所要の補正を行っておりますので、よろしくお願いたします。

2款総務費1項総務管理費1目総務管理費では1,950万9,000円の減額補正であります。説明欄第010201一般管理費で、職員旅費として能登半島人的支援に伴う旅費26万4,000円を計上しました。寄附金5万円の増は、岩村田高等学校創立100周年記念事業に対するものです。

11ページ、3目財産管理費、謝礼金3万2,000円の計上は、索道施設と女神湖センターに係る指定管理候補団体選定員の報酬となります。

5目企画費は349万1,000円の減額補正であります。説明欄010213のまちづくり事業経費で、コミュニティ助成事業で外倉地区の1件分が採択されたことに伴い、歳入と同額の100万円の計上です。010234のテレワーク推進事業経費では、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生推進タイプ）が不採択となったため、事業内容を見直し449万1,000円を減額補正いたしました。

12目定額減税調整給付金給付事業では、定額減税しきれないと見込まれる皆さんへの調整給付金の給付事業として、給付金5,000万円のほか、事務費を含め5,440万円を計上いたしました。

14ページ、民生費1項社会福祉費3目福祉医療費では、子供の医療費助成に対する県補助対象が中学3年生まで拡充されるため、システム改修費として13万6,000円を計上しました。

5目臨時特別支援事業費では、説明欄010361の追加住民税非課税世帯等臨時特別給付事業経費2,068万2,000円の増額は、住民税非課税世帯への給付金1世帯10万円、200世帯分と事務費等の計上です。010362の追加住民税均等割のみ課税世帯給付事業経費の540万3,000円の増額は、住民税の均等割のみ世帯への給付金1世帯10万円の50世帯分と事務費を計上いたしました。全額国費を財源とするものです。

15ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、新たに住民税非課税または均等割のみ課税世帯になった世帯における18歳以下の子に対し5万円加算給付を30人分見込み、事務費も含め178万9,000円を増額計上いたしました。これも全額国費を財源とします。

19ページ、5款農林水産業費2項林道維持費では、路線の洗掘や構造物の破損が著しい林道西ノ沢線の復旧事業費として5,031万円を計上いたしました。

20ページ、6款商工費2項観光費3目観光施設費は、財源内訳の補正です。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費、説明欄010702の水道事業会計経費24万円の増額は、人事異動による児童手当に要する経費の計上となります。

21ページ、3項1目河川費300万円は、県補助事業の採択を受け、蟹原川の河畔林整備事業費の計上となります。

4項住宅費2目住宅安全対策費の17万8,000円は、行政代執行した土地の鑑定費用を計上いたしました。

8款消防費1項消防費3目消防施設費113万5,000円の増額は、本年度計画している消火栓更新工事3か所9基分ですが、この設計見直しにより工事費が増額となったため、負担金も併せて増額をするものであります。

24ページ、9款教育費3項中学校費3目学校給食費は、給食室の荷受室の冷蔵庫の更新費用として90万2,000円を計上いたしました。

12款予備費で197万3,000円を減額し、歳入歳出の差額を調整いたしました。

25ページ以降は、給与費明細書になります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第22 議案第41号

**議長（今井 清君）** 日程第22 議案第41号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第41号 令和6年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ134万4,000円を追加し、総額を8億2,195万2,000円とするものです。

本日提出、立科町長。

2ページは第1表、歳入歳出予算補正、3ページは事項別明細書の総括です。

4ページをご覧ください。

歳入歳出同額の134万4,000円の増額ですが、これはマイナンバーカードと保険証の一体化について国の方針により、令和6年12月にマイナンバーカードに一体化されることとなり、これに係る電算システム改修委託料の計上でございます。このシステム改修について国から正式に知らされましたのは、この4月になってからでしたので、今般の補正予算計上となったものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第23 議案第42号

議長（今井 清君） 日程第23 議案第42号 令和6年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第42号 令和6年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出第2条、令和6年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業収益第1項営業収益について113万5,000円増額し2億4,777万9,000円とし、第2項営業外収益について24万円増額し4,949万1,000円といたします。

第2款水道事業費用第1項営業費用について216万6,000円増額し2億6,450万4,000円とし、第4項予備費を79万1,000円減額し1,677万7,000円といたします。議会の議会を経なければ流用することのできない経費、第3条議会の議会を経なければ流用することのできない経費を職員給与費「2,657万2,000円」を「2,733万円」に改めます。

本日提出、立科町長。

2 ページをご覧ください。

収益的収入ですが、第1款水道事業収益1項営業収益2目受託工事収益では、消火栓更新工事費増で113万5,000円の増額。

2項営業外収益2目他会計補助金では、職員人事異動による増で24万円の増額でございます。

収益的支出ですが、第2款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費では、職員人事異動等による増で462万3,000円の増額。

3 ページをご覧ください。

3目住宅工事費では、消火栓更新工事費増で106万1,000円の増額。

4目総係費では、職員人事異動による増及び減で351万8,000円の減額。

4項予備費について79万1,000円の減額でございます。

4ページは、令和6年度立科町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

5ページ以降は、給与費明細書となっておりますのでご覧ください。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第24 議案第43号

議長（今井 清君） 日程第24 議案第43号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃

止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

**町民課長（荻原義行君）** 議案第43号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、令和6年10月31日をもって南牧村と立科町の戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託を廃止する。

本日提出、立科町長です。

本案件は、平成31年3月議会にて議決を頂きました。戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について係るものとなります。この委託の趣旨としましては、佐久地域定住自立権形成協定に基づき、戸籍システムの機器更新経費及び維持管理経費の削減や、災害等有事の際の業務の継続と早期復旧の観点から、関係12市町村で戸籍事務を共同化したもので、南牧村にサーバーを設置して、その管理等を南牧村に委託しているものとなります。

今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行により、令和7年度末までに国の策定を決定した標準準拠システムに移行する必要が生じました。これに伴い、現行の契約が終了する令和6年10月31日をもって、委託を廃止し、一時的に独自クラウド環境へ移行して運用した後、平成7年度末までに標準準拠システムに移行する計画であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第25 陳情第1号及び日程第26 陳情第2号

**議長（今井 清君）** 日程第25 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書及び日程第26 陳情第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める陳情書は、5月17日までに受付をいたしました。

上程をいたしました。ご意見をお持ちの方は質疑の際に願います。

また、審査につきましては、質疑終了後、所管の常任委員会に付託する予定であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、午後2時から広報公聴委員会を第1委員会室で開催しますので、委員は参集願います。ご苦労さまでした。

（午後1時48分 散会）